

## 高額医療・高額介護合算制度について

医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する仕組みを設ける。

### ○制度の基本的枠組み

①対象世帯 医療保険各制度（被用者保険、国保、後期高齢者医療制度）の世帯に介護保険受給者が存在する場合に、各医療保険者が、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象世帯単位で、医療と介護の自己負担額を合算し、新たに設定する自己負担限度額を超える額を支給する。

②限度額 年額56万円（老人医療と介護保険の自己負担を合算した額の分布状況を踏まえて設定）を基本とし、医療保険各制度や所得区分ごとの自己負担限度額を踏まえてきめ細かく設定

後期高齢者医療制度	（一般所得者）	56万円
被用者保険又は国保	（70歳～74歳のみ・一般所得者）	62万円
	（70歳未満を含む・一般所得者）	67万円

③費用負担 医療保険、介護保険両方で、自己負担額の比率に応じて負担し合う。

